



資料 1

遊 漁 規 則 変 更 認 可 申 請 書

平成29年10月30日

長野県知事 阿 部 守 一 殿

野尻湖漁業協同組合  
代表理事組合長 石 田 和 夫



平成29年10月25日開催した臨時総会に於いて別紙のとおり遊漁規則変更が議決されましたので認可してください。

添付書類

- 1 変更しようとする遊漁規則新旧対照表
- 2 変更理由書（別紙による）
- 3 総会議事録の抄本

## 遊漁規則変更理由書

- 1 遊漁者に対し注意として促していた事項を、漁場周辺の公序良俗及び遊漁者の安全のため、規則内に記載することでルール化を図る。

第1号議案

遊漁規則 野尻湖漁業協同組合内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則 変更新旧対照表

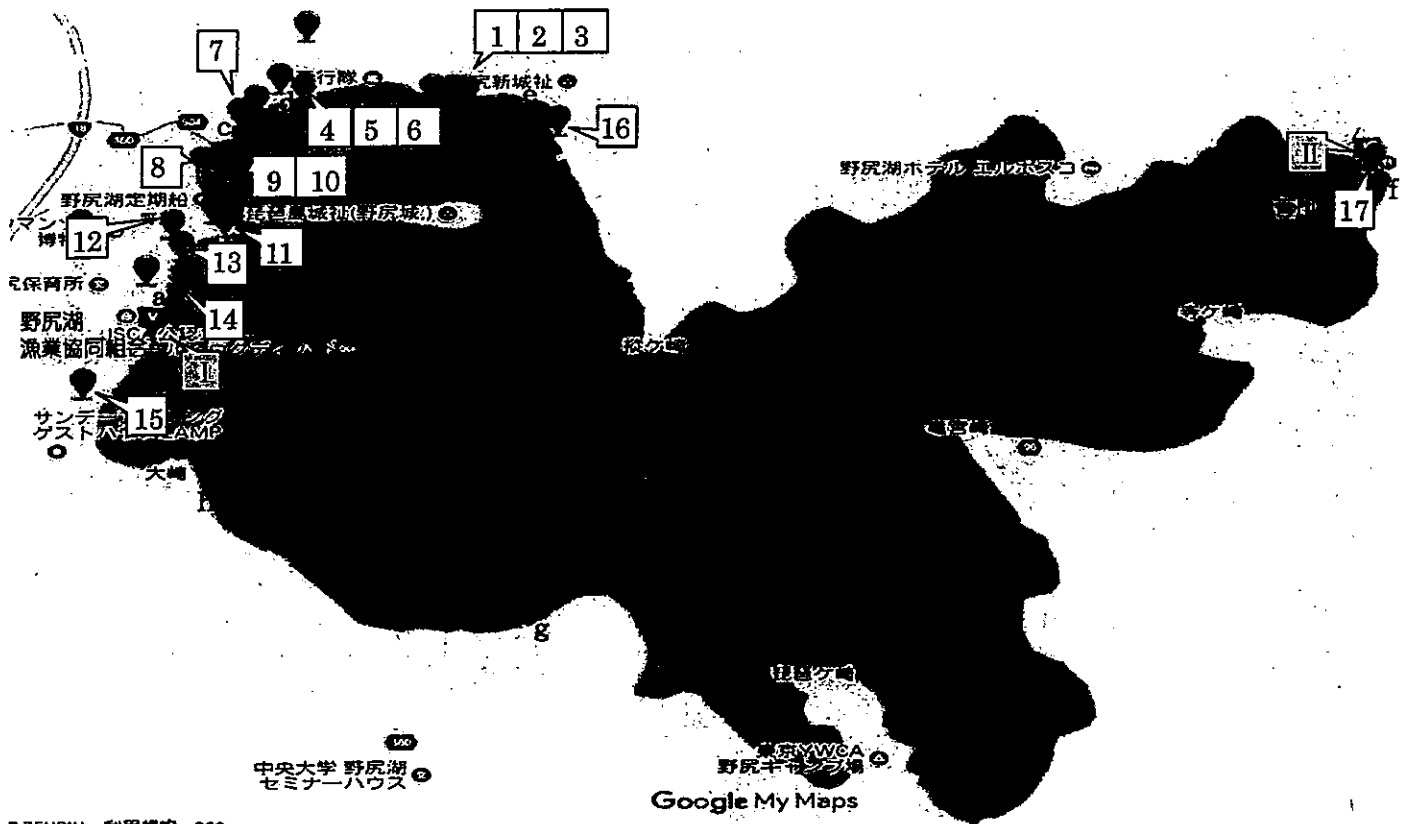
改正案		現行																																	
<p>(遊漁の期間) 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄に掲げる期間内でなければならぬ。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 魚種</th> <th>イ 期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わかさぎ</td> <td>周年</td> </tr> <tr> <td>うぐい</td> <td>周年</td> </tr> <tr> <td>こい</td> <td>周年</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>周年</td> </tr> <tr> <td>ふな</td> <td>周年</td> </tr> <tr> <td>えび</td> <td>周年</td> </tr> <tr> <td>ひめます</td> <td>周年</td> </tr> </tbody> </table>		ア 魚種	イ 期間	わかさぎ	周年	うぐい	周年	こい	周年	うなぎ	周年	ふな	周年	えび	周年	ひめます	周年	<p>(遊漁の期間) 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄に掲げる期間内でなければならぬ。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 魚種</th> <th>イ 期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わかさぎ</td> <td>周年</td> </tr> <tr> <td>うぐい</td> <td>周年</td> </tr> <tr> <td>こい</td> <td>周年</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>周年</td> </tr> <tr> <td>ふな</td> <td>周年</td> </tr> <tr> <td>えび</td> <td>周年</td> </tr> <tr> <td>ひめます</td> <td>周年</td> </tr> </tbody> </table>		ア 魚種	イ 期間	わかさぎ	周年	うぐい	周年	こい	周年	うなぎ	周年	ふな	周年	えび	周年	ひめます	周年
ア 魚種	イ 期間																																		
わかさぎ	周年																																		
うぐい	周年																																		
こい	周年																																		
うなぎ	周年																																		
ふな	周年																																		
えび	周年																																		
ひめます	周年																																		
ア 魚種	イ 期間																																		
わかさぎ	周年																																		
うぐい	周年																																		
こい	周年																																		
うなぎ	周年																																		
ふな	周年																																		
えび	周年																																		
ひめます	周年																																		
<p>(附則) この遊漁規則の変更は、平成 年 月 日(行政庁認可の日)から施行する。</p> <p>遊漁規則第7条第2項2号の規定により指定した場所 別紙参照</p>		<p>遊漁規則第7条第2項2号の規定により指定した場所 別紙参照</p>																																	

遊漁規則第7条第2項2号の規定により指定した場所の変更理由書

1. 現状に合わせ、廃業店の削除・電話番号変更の訂正。

遊漁規則第7条第2項2号の規定により指定した場所

野尻湖漁業協同組合



番号	住所 信濃町大字	販売店名	電話番号	番号	設置場所	設置物 種類
1	野尻 46	ほとり荘	258-2606	I	漁協前	自動販売機
2	野尻 53-1	スピナーカー	258-3232	II	菅川	〃
3	野尻 55-2	坂本屋	258-2737	a	漁協前	案内看板
4	野尻 34-5	花屋観光	258-2529	b	第2 桟橋	〃
5	野尻 11-1	ピノキオ	258-2144	c	マリーナ南側 湖岸	〃
6	野尻 29-8	杉久保ハウス	258-2550	d	町営駐車場	〃
7	野尻 7-3	野尻湖マリーナ	258-2629	e	道輪久保	〃
8	野尻 39-1	徳竹ボート	258-2258	f	菅川	〃
9	野尻 253-9	キャプテンロマニー	258-2304	g	国際村砂間館寄り	〃
10	野尻 253-9	釜鳴屋	258-2541	h	東京音楽大学南側	〃
11	野尻 258	藤屋旅館	258-2514			
12	野尻 260	一番館	258-2503			
13	野尻 261-2	宮川旅館	258-2501			
14	野尻 283-3	吉野屋	258-2515			
15	野尻 362	湖楽園キャンプ場	258-3014			
16	野尻 197-2	野尻湖レイクサイドホテル	258-2021			
17	古海 3996-1	フレンドリー	258-3921			